

# 衆議院環境委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月28日（金）、第12回の委員会が開かれました。

## 1 環境の基本施策に関する件

・小泉環境大臣（原子力防災担当大臣）、長坂経済産業副大臣、宮崎環境大臣政務官、大西防衛大臣政務官及び政府参考人に質疑を行いました。

（質疑者）細野豪志君（自民）、近藤昭一君（立民）、逢坂誠二君（立民）、堀越啓仁君（立民）、齊藤鉄夫君（公明）、田村貴昭君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 細野豪志君（自民）

- （1） 5月23日に開催された対話フォーラム「福島、その先の環境へ。」の成果及び小泉環境大臣の所感
- （2） 除染土の再生利用関係
  - ア 除染土を利用した鉢植えを置くなどの再生利用への理解を広げるアクションを起こす必要性についての小泉環境大臣の見解
  - イ 復興予算を使って除染土の再生利用の仕組みづくりを進める必要性についての小泉環境大臣の見解
- （3） 福島県県民健康調査における甲状腺検査関係
  - ア 検査の同意書を学校では回収しないこととしたことの確認
  - イ 過剰検査の回避及び検査の任意性の確保のために検査は学校の授業時間内ではなく放課後等に行うべきとの考えに対する小泉環境大臣の見解

### 近藤昭一君（立民）

- （1） 福島県県民健康調査における甲状腺検査関係
  - ア 福島県の甲状腺検査サポート事業に環境省が拠出している支援金の年度別の件数及び合計金額
  - イ 福島県県民健康調査検討委員会における放射線の影響に関する評価は、実際のがん患者の人数より少なく、被曝量も不確定という条件下で出されたものであり、放射線の影響を適正に評価するためには今後の精査が必要であるとの考えについての小泉環境大臣の見解
  - ウ 甲状腺検査は甲状腺がんの早期発見・早期治療に寄与しているにもかかわらず、検査により発見された甲状腺がんは過剰診断の結果であって放置しても構わないと考えるか否かに関する小泉環境大臣への確認及び福島県民の甲状腺がんの発見は過剰診断の結果によるものとする場合に考えられる根拠に関する同大臣の見解
  - エ 福島県の甲状腺がんの子供や若者への支援の充実及び甲状腺がんに対する社会の理解の促進は環境省の最優先課題であるとの考えに対する小泉環境大臣の見解
  - オ 甲状腺がんに関わる当事者である若者と直接面会してコミュニケーションをとる必要性についての小泉環境大臣の見解
- （2） 福島県と市町村とが公表する避難者数に違いが見られるため避難者数の実態を調査して正確な数字を公表すべきとの考えについての復興庁の見解

### 逢坂誠二君（立民）

- （1） 原子力発電所の立地条件関係
  - ア 我が国の原子力発電所は立地許可の段階で過酷事故が想定されていないとの事実を小泉原子力防災担当大臣が認識していたか否かの確認

- イ 東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故以来、原子力発電所の立地に対する政府の認識が変わったかどうかについての小泉原子力防災担当大臣の認識
- ウ 万が一の事故の際に住民避難が困難である地域に原子力発電所が立地していることに対する小泉原子力防災担当大臣の見解
- (2) 原発事故時の避難計画関係
  - ア 福島第一原発事故後に新たに避難計画策定義務が課された地方自治体の全てにおいて実効性のあ  
る計画を策定できるか否かについての小泉原子力防災担当大臣の見解
  - イ 地方自治体と事業者が任意に締結している安全協定の対象範囲
  - ウ 安全協定の内容やその見直し等は地域の事情に応じて地方自治体と事業者が相談して決めるもの  
であるとの認識の当否
  - エ 安全協定を締結している地方自治体自らが、豪雪期には避難計画が意味をなさない等の理由で計  
画策定が困難と判断した場合には、原発の稼働は不可能であることの確認
  - オ 4月28日の衆議院経済産業委員会における梶山経済産業大臣の「地方自治体の同意は法令上の再  
稼働要件ではない」旨の発言に対する小泉原子力防災担当大臣の認識
  - カ しっかりとした避難計画がなければ原発の稼働及び新設原発への核燃料の装荷はしないとの梶山  
経済産業大臣の発言に対する小泉原子力防災担当大臣の認識
  - キ 「しっかりとした避難計画」の意味についての小泉原子力防災担当大臣の見解
  - ク 避難計画が確実に機能するか否かを一義的に判断する主体
  - ケ 避難計画が有効に機能しないと市町村が判断をした場合の地域原子力防災協議会の開催の可否
  - コ 自然災害と原子力災害は性格が異なるにもかかわらず、法律に規定があるからとの理由で原子力  
災害の避難計画にも自然災害と同程度の強制力をもって策定義務を課す姿勢は改めるべきとの考え  
に対する小泉原子力防災担当大臣の見解
  - サ 地域原子力防災協議会の準備段階となる作業部会の開催の要否等についての判断主体
  - シ 市町村側から課題の解決が困難である等の理由により作業部会の開催に難色が示された場合の開  
催の有無
  - ス 原子力災害対策指針が一定程度の被曝は避けられないことを前提に作られている事実についての  
小泉原子力防災担当大臣の認識の有無
  - セ 避難計画が重大事故等の際に十分に機能しないと市町村が判断した場合の原発の稼働の有無

#### 堀越啓仁君（立民）

- (1) 大阪府の小学校でマスク着用を児童の判断に委ねて行われた体育の授業後に児童が死亡した事案を  
踏まえ、運動時のマスク着用リスクを適切に発信すべきとの考えについての小泉環境大臣の見解
- (2) ムーンショット目標関係
  - ア ムーンショット目標4「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」に対  
する期待や懸念を含めた小泉環境大臣の見解
  - イ 同目標4を所管する経済産業省における今後の具体的な取組とその方針
- (3) 産業動物の飼養保管基準の見直し時期及びアニマルウェルフェアの観点にのっとった同基準の見  
直しの必要性並びに屠畜場や食鳥処理場に関係する部局の連携強化に向けた関係省庁における検討の  
状況

#### 斉藤鉄夫君（公明）

- (1) 自動販売機専用空容器リサイクルボックス内の一般廃棄物の取扱い関係
  - ア リサイクルボックスに混入する一般廃棄物の処理責任の所在
  - イ 空き容器のみが処理責任の範囲であると認識している自動販売機設置事業者とリサイクルボック

- スに混入するその他の一般廃棄物も同事業者に処理責任があるとする環境省との認識の相違を踏まえた上での問題解決策についての環境省の見解
- ウ リサイクルボックス設置の施策の促進に向けた小泉環境大臣の見解
- (2) ムービングハウスの活用による防災対策関係
  - ア 令和2年度第3次補正予算において平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業として環境省がムービングハウスを支援している意義
  - イ 内閣府におけるムービングハウスの防災上の位置付け
  - ウ ムービングハウスを自治体が所有し、平時にはホテル等として運営し、災害時には仮設住宅として周辺自治体等で融通し合う等の施策を推進する必要性
  - エ ムービングハウスの活用についての小泉環境大臣の見解

#### 田村貴昭君（共産）

- (1) 馬毛島の基地建設とマゲシカの保護関係
  - ア 2000年と2011年の調査結果比較でマゲシカが半減していた要因についての環境省の見解
  - イ マゲシカの生息地の保全に向けた防衛省の具体的な対応
  - ウ 世界的に珍しく雄雌間で強い生息地分離（セグリゲーション）が見られる馬毛島の自然環境についての環境省の評価
  - エ 馬毛島の貴重な自然環境及び地域個体群の保全についての小泉環境大臣の見解
  - オ G7気候・環境大臣会合のコミットメントにあるように馬毛島の状況について環境大臣として緊急対応を行う必要性
- (2) 石綿の飛散防止対策関係
  - ア 自主回収が行われている石綿が含有していたバスマットやコースター等の商品の販売事業者、種類及び回収数等の概要
  - イ 消費者庁が行っているリコール情報サイトにおけるアクセス数等の消費者の反応状況
  - ウ 販売事業者や利用者からの問合せに対する厚生労働省の対応状況
  - エ 石綿が含有していた商品から石綿が飛散した場合のリスク評価の必要性についての厚生労働省の見解
  - オ 石綿が含有していた商品の回収を呼びかけるCMで回収理由を明示しない販売事業者に対する行政指導の必要性
  - カ 廃石綿と石綿含有廃棄物の処理方法の違いに関する環境省の見解
  - キ 石綿含有の仕上げ塗り材を特別管理産業廃棄物とする必要性

#### 串田誠一君（維新）

- (1) 動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針関係
  - ア 指針案における猫の繁殖回数の説明部分の表現に対して寄せられた意見を踏まえた修正内容
  - イ 同指針における動物の飼養保管に従事する従業員の員数に係る勤務形態一覧表についての員数の説明が、中央環境審議会の動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会で示された飼養管理基準の具体化に係る繁殖犬1頭当たりの平均作業時間32分という従業員数の考え方と矛盾するとの指摘に対する環境省及び小泉環境大臣の見解
- (2) 高齢単身世帯の飼い主の死亡等によって残された動物のケア関係
  - ア 人間へのケアと動物の飼育環境の管理が分離された行政の対応となっているとの指摘に対する環境省の見解
  - イ 警察の立入りの際に残されていた動物を現認した場合には当該動物を救護できるよう対応すべきとの意見に対する環境省の見解

- ウ 相続人が判明しない場合に残された動物の保護もできないのであれば動物愛護の精神に反するのではないかとの意見に対する環境省の見解
- エ 相続人の所有権の問題が障壁となって動物が危機的な状況に陥っている場合には関係者による一時保護を認めるべきとの意見に対する環境省の見解
- (3) 環境省は多頭飼育崩壊に対処する上で、動物の生命を保護する観点からの関係法令の運用に改めていくことが重要ではないかとの意見に対する環境省の見解
- (4) 展示動物についての具体的な飼養管理基準策定に係る作業部会設置の今後のスケジュール

**2 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）（参議院送付）**

- ・小泉環境大臣から趣旨の説明を聴取しました。